

2023年（令和5年）第1回総会議事録

- 1 告示年月日 2023年（令和5年）1月16日（月）
- 2 通知年月日 2023年（令和5年）1月16日（月）
- 3 開催年月日 2023年（令和5年）1月31日（火）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 大会議室
- 5 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第3号 非農地証明について
- 6 報告事項
農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員
1番 佐藤 眞子 2番 上田憲一郎 3番 土屋 智樹 4番 野田 幸男
5番 寶諸 孝也 6番 谷邊 博人 9番 石井 洋子 10番 安原 理雄
11番 下江 京子 13番 山本 明 14番 須藤 薫雄 15番 谷本 耕造
以上12名
- 8 欠席委員
7番 岡本 卓也 8番 小林 輝仁
以上2名
- 9 その他の出席者
0名
- 10 事務局出席職員等
事務局専門員 延平 光雄 事務局次長 瀧川 滋雄
事務局 三好 千鶴 沼隈出張所長 野田 真之
松永出張所 花田 宏 北部出張所 藤井 勝俊

神 辺 出 張 所

杉原 信弘

以上 7 名

11 議事内容
午後 2時38分

事務局	ただいまから、2023年（令和5年）第1回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷邊会長、会議の進行をお願いします。
会長	— 開会挨拶 —
会長	それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議長	最初に、総会の成立を申し上げます。
議長	委員総数14名のうち、出席委員12名、欠席委員2名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。
議長	続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号5番寶諸孝也委員と議席番号13番山本明委員をお願いします。
議長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	2023年（令和5年）第1回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 最初に議案書（別冊）5ページ7番の備考欄に「所要面積：231.95㎡ 併用地：76.95㎡」を追記。 次に同ページ8番の受人欄「社会福祉法人 桜樹会」を「社会福祉法人 桜樹会」に訂正。説明は以上です。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。

<p>議 長</p> <p>委 員 4番 野田</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p> <p>西部地区の審議内容について、報告します。 西部地区では、1月25日の午後1時15分からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。 委員10名中9名の出席により、議案第1号5件、議案第2号2件、議案第3号1件、合計8件について審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から5番について報告します。 1番は、郷分町の受人が、山手町の渡人から申請地の贈与を受け、経営規模を拡大するものです。 2番と3番は関連案件です。 津之郷町の受人が、渡人2人から、2番では使用貸借権を設定して申請地を借り受け、3番では申請地を譲り受け、新規就農するものです。 4番は、沼隈町の受人が、光南町の渡人から申請地の贈与を受け、経営規模を拡大するものです。 5番は、内海町の受人が、名古屋市の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員 7番 石井</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p> <p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。 松永地区では、1月25日、午前8時50分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。 委員7名中6名の出席により、議案第1号1件、議案第2号4件、議案第3号2件、合計7件について審議いたしました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の6番について報告します。 6番は、柳津町二丁目の受人が、金江町の渡人から譲受け、水稻を栽培する計画です。 受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。 以上です。</p>

議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 10番 安原	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、1月25日の午後1時30分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員12名のうち7名の出席により、議案第1号2件、議案第2号4件、の合計6件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊3ページの7番から8番について報告します。</p> <p>7番は、加茂町の譲受人が、申請地の3筆を生前贈与により、父から引き継ぎ、水稻を栽培していくものです。</p> <p>8番は、駅家町の譲受人が大橋宮農団地の申請地5筆を同町の譲渡人から譲り受け、野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員 13番 山本	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、1月25日、午前9時から現地調査を行い、午前9時30分から、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名中7名の出席により、議案第1号1件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」3ページ9番について報告します。</p> <p>9番は、申請地の徳田の田1筆2,115㎡について、湯野の渡人が、高齢で労力不足となり、農業後継者もいないことから、徳田で障がい福祉サービス事業を目的とする特定非営利活動法人が、期間10年間の使用貸借権を設定して借り受けて、野菜の栽培をし、福祉農園として利用するものです。</p> <p>申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保され、下限面積も満たしていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>

事務局	<p>議案第1号の1番から8番の案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。また9番は非営利法人が福祉農園として利用する者であり、農地法施行令第2条に規定のある「権利移動の不許可の例外」の該当案件です。説明は以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。</p>
委員 4番 野田	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番と2番について報告します。 1番は、東京都品川区の受人が、山手町の渡人から申請地を譲り受け、農家住宅1棟を建築するものです。 場所は、山手小学校の北西、約400メートルです。 2番は、内海町の法人が、名古屋市の渡人から申請地を譲り受け、資材置場として整備するものです。</p>

<p>委員 4番 野田 続き</p>	<p>場所は、内海支所の南東、約700メートルです。 現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 石井</p>	<p>それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の、3番から6番について報告します。 3番は、山口県山陽小野田市の法人が、兵庫県高砂市の渡人から譲受け、売電用の太陽光発電設備を設置するものです。場所は、本郷小学校から、南へ約320メートルのところです。 4番から6番は関連案件です。別冊22ページの2番から4番と関連しています。東村町の法人が、本郷町の渡人3人から譲受け、露天駐車場、緑地及び露天資材置場を設置するものです。昨年2月の総会で許可相当と議決したあと、他法令の許可待ちをしていた案件ですが、計画変更があり、取り下げて再申請されたものです。場所は、本郷小学校から、南へ約310メートルのところです。 現地調査をしましたが、いずれも、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊5ページ7番から10番について報告します。 7番は、神辺町で建築業を営む借受人が事業拡大により申請地へ使用貸借権を設定し、併用地を併せた所要面積231.95㎡を借り受け、露天駐車場及び露天資材置場を確保するものです。なお、現地は既に使用されているため、顛末書を受けています。 場所は、ビックローズの北900メートルの所です。 8番は、借受人である駅家町の社会福祉法人が現在使用している従業員駐車場に寄宿舎を建築することになり、申請地を32年間の賃借権で借り受け、露天駐車場を確保するものです。 場所は駅家東小学校の西200メートルの所です。 9番は、譲受人である本郷町で土木建設業を営む法人が、申請地を譲り受け、</p>

<p>委員 10番 安原 続き</p>	<p>事業拡大で不足する露天資材置場を整備するものです。 場所は駅家南中学校の東900メートルの所です。 10番は、譲受人である新市町で木工品の製造を営む法人が現在の駐車場に工場を増築するため、隣接する申請地を譲り受け、露天駐車場を整備するものです。 場所は常金丸中学校の南600メートルの所です。 現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。また、議案第2号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>

議 長	<p>全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第3号「非農地証明について」を上程します。</p>
議 長	<p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1 番 佐藤	<p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では、1月24日の午前9時20分からの現地調査に続き、午前10時50分から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名中7名の出席により、議案第3号2件について審議しました。</p> <p>議案第3号「非農地証明について」の6頁1番と2番について報告します。</p> <p>1番は、北吉津町四丁目の申請人が、坪生町四丁目の一筆について申請するものです。</p> <p>1976年（昭和51年）7月から店舗兼住宅の敷地として利用し現在に至るものです。</p> <p>場所は、坪生小学校から北東へ約980mです。</p> <p>2番は、沖野上町三丁目の申請人が、同町三丁目の二筆について申請するものです。</p> <p>1969年（昭和44年）4月から住宅敷地として利用し現在に至るものです。</p> <p>場所は、多治米小学校から北へ約590mです。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4番 野田	<p>議案第3号「非農地証明について」の3番について報告します。</p> <p>川口町の申請人が、平成4年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。</p> <p>場所は、鞆支所の北西、約800メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 7番 石井</p>	<p>それでは、議案第3号「非農地証明について」の4番と5番について報告します。</p> <p>4番は、大谷台二丁目の申請人が、昭和40年頃から宅地として利用していたものです。場所は、高西公園から、北へ約95メートルのところです。</p> <p>5番は、藤江町の申請人が、平成27年頃から耕作放棄していたところ、雑木などが繁茂し、山林となったものです。場所は、藤江保育所から、南西へ約160メートルのところです。</p> <p>なお、5番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第3号は、原案のとおり証明することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の7ページから11ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、16件を</p>

<p>事務局 続き</p>	<p>事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、12ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、13ページから18ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条5件、5条38件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、19ページと20ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が9件ありました。</p> <p>次に、21ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から3件の照会があり、1件は農地性があり、2件は農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に、22ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、4件を受理しました。</p> <p>専決処分及び届出等については以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>発言等もないようですので、以上をもちまして2023年（令和5年）第1回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は2月28日開催の予定です。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>
<p>事務局</p>	<p>委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございますございました。</p> <p>この後、3時30分より研修会を開催します。</p> <p>引き続きご出席いただきますようお願いいたします。</p>

午後 3 時 0 5 分閉会